

別府市制100周年記念事業 市民公募事業（前期） 募集要項

募集期間

2023年8月1日(火)～2023年9月14日(木)17:00

対象期間

2024年4月1日(月)～2024年9月30日(月)

【主催】別府市制100周年記念事業実行委員会

【お問い合わせ・申請先】NPO法人 BEPPU PROJECT

〒874-0933 大分県別府市野口元町2-35 菅建材ビル2階

mail : info@beppuproject.com

tel : 0977-22-3560 fax : 0977-75-7012

※本事業は別府市制100周年記念事業実行委員会より委託を受けて
NPO法人 BEPPU PROJECTが運営しています

令和6年(2024年)、別府市は市制100周年を迎えます。100周年記念事業は、このまちの大切な価値を見つめ直し、守り、磨きをかける活動です。「美しさ」であふれた別府を100年先の未来へ渡すために市民総参加で取り組み、この記念すべき節目を市民みんなで喜びあいましょう。つきましては、市民が主体となって企画・実施する「別府市制100周年記念事業 市民公募事業」を募集し、その費用を補助いたします。ご応募をお待ちしています。

対象となる実施主体

営利を目的とせず、公益的な目的を持って自主的に活動している、または活動しようとしている非営利団体、ボランティア団体、任意の団体など広義な範囲の団体で、NPO法人等(*)を含む次の要件を全て満たす団体が対象です。

1. 別府市内において現に市民活動をおこなっている、またはおこなおうとしていること。
2. 別府市内を活動の拠点とし、5人以上の会員で構成されていること。
3. 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確であること。
4. 営利を目的としていないこと。
5. 団体およびその構成員が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。
6. 政治活動および宗教活動を目的としないものであること。

*対象となる法人：一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人

※①構成員の名簿 ②規約その他これに類する書類 を必ず添付してください

※個人での応募はできません

対象となる事業

①事業の内容

「別紙1」の基本理念・基本方針およびコンセプトを踏まえ、広く別府市民や観光客を対象とした公益性のある事業

例) 観光客のおもてなしを目的とした美化活動、飲食店等を紹介する新しいマップの作成、SDGsをテーマとしたワークショップ等

※以下のいずれかに該当する事業は対象外です

- ・宗教活動および政治活動を目的とするもの
- ・団体の会員など特定の人のみを対象とするもの
- ・別府市の他の補助金・助成金等を受領するもの

②地域・期間

大分県別府市内にて2024年4月1日(月)～2024年9月30日(月)の期間から実施し、2024年度内(2025年3月31日まで)に完了する活動

※後期（対象期間：2024年10月1日～2025年3月31日）については、2024年4月ごろに募集を開始する予定です。

③採択件数

20件程度を予定

補助額および対象経費

- ・最大20万円／件
- ・補助率：補助対象経費から当該事業にかかる収入を差し引いたものの10分の10
- ・千円以下は切り捨ててください

※対象となる経費の詳細は「別紙2」をご覧ください

※補助金交付決定前の支出については、いかなる場合であっても補助の対象となりません

申請方法および提出書類

Webサイト（<https://100th-beppu.com/news/229/>）から「申請書（様式1）」および「収支予算書（様式2）」をダウンロードし、2023年9月14日(木) 17:00までにメールで提出してください。提出の際、件名に「別府市制100周年記念 市民公募事業（前期）応募」と明記してください。

なお、書類に不備がある場合は、受理できません。上記の期日までに受理できなかったものは審査の対象外となりますので、ご注意ください。

※郵送、FAXでの応募は受付できません

※ご提出いただいた書類は返却できません、あらかじめご了承ください

※メール受信後、3日以内に受付完了メールをお送りいたします。届かない場合は正しく送受信ができていない可能性がございます。お電話にてお問い合わせください

【申請先】NPO法人 BEPPU PROJECT

【メールアドレス】info@beppuproject.com

選考について

書類審査を経て、対象となる活動を決定します。審査項目は以下のとおりです。

| | |
|------|--|
| 意義 | 別府市制100周年記念事業の基本理念・基本方針・コンセプトをよく理解し、事業の目的や内容が相応しいものになっているか |
| 公益性 | 広く市民や観光客に開かれた内容となっているか |
| 具体性 | 内容が具体的に計画されているか |
| 実現性 | 適切なスケジュールが計画され、妥当な経費が計上されているか |
| 実施体制 | 実施に関する実績・知見・ノウハウを有し、適切な人員配置・役割分担が計画されているか |

選考結果は、2023年12月末日までに申請者にメールにて連絡いたします。

※審査の内容や選考結果の詳細に関するお問い合わせにはお答えしかねます

実施報告・補助金交付について

- ・活動完了後1ヶ月以内を締切とし、「補助金交付請求書(様式3)」「事業報告書(様式4)」「収支決算書(様式5)」および証憑一式(領収書のコピー等 支出の事実を確認できるもの)および対象事業の広報物等資料一式を提出してください
- ・上記書類が正式に受理された後に、本事業の受託者(NPO法人BEPPU PROJECT)より指定の銀行口座に補助金を交付します

諸注意事項

- ・1団体・法人につき、1件のみ申請可能です
- ・前期(対象期間:2024年4月1日~2024年9月30日)に採択された団体・法人は、後期(対象期間:2024年10月1日~2025年3月31日)に申請不可とします。ただし、前期に申請し不採択となった場合は後期にも申請することができます
- ・申請用紙等提出物の作成、送付等に要する費用はすべて申請者の負担とします
- ・補助金を申請者(団体・法人の構成員を含む)の私的な利益・資産形成に充当することを固く禁じます
- ・採択された場合、申請者が作成するチラシ・パンフレット・ポスター・看板・Webサイト等に、主催者として申請者の名称を明記のうえ、「別府市制100周年記念事業 市民公募事業」と記載し、別府市制100周年記念ロゴマーク等を掲載してください。詳細は採択決定後にお知らせします
- ・申請用紙に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに報告してください。変更により対象事業の要件を満たさなくなる場合は、補助金の交付を取り消すことがあります
- ・採択事業の概要や記録写真を別府市および別府市制100周年記念事業実行委員会が運営・管理するWebサイトやSNS、報告書等で公開する可能性があります。あらかじめご了承ください
- ・2023年8月10日(木)18:00より別府市役所1階レセプションホールにて、本事業に関する説明会を行います。説明会へ参加していなくても、申請することは可能です。また、説明会への参加の有無は、審査に影響しません

別紙 1

別府市制100周年記念事業

基本理念

古（いにしえ）より温泉の恵みを享受し、国際観光温泉文化都市として発展してきた別府市は、令和6年（2024年）4月1日に市制100周年を迎えます。

私たちは、このまちのかたちが築きあげられて100年という歴史の転換期にあつて、歴史の聲（こえ）に思いをいたし、本市のこれまでのあゆみや培われてきた歴史・伝統・文化・産業、先人が築きあげてきた功績を見つめ直し、郷土に対する愛と誇りを深化させる機会とするとともに、本市独自の地方創生の更なる実現を図り、豊かな未来と世界につなぐ次の100年に向けて飛翔することを目指します。

市民総参加による市制100周年を言祝ぐ（ことほぐ）記念事業を挙行し、90を超える国と地域から集う留学生を含む市民の連帯と共生、べっぷ（BEPPU）への愛と誇りを創生するとともに、別府で生きる人々が伝統的な行事・催しはもとより、地域に密着した芸術文化活動（アート・art）を創造することによって、新たな価値や持続可能（サステイナブル・sustainable）な別府の魅力を生み出し、このまちのかたちを国内外に発信することで、世界中の人々に「アート（art）のまち」としても認識され、豊かな未来に向かって地域を磨き続けていきます。

基本方針

- (1)別府市民・企業・団体が主体的に参画し100周年を祝います。
- (2)別府市のこれまでのあゆみや功績を見つめ直し、郷土に対する愛と誇りを深化させる機会とします。
- (3)伝統的な行事・催しはもとより、地域に密着した芸術文化活動を創造することで、新たな価値や持続可能な別府の魅力を生み出し、国内外に発信します。
- (4)本市独自の地方創生の更なる実現を図り、豊かな未来と世界につなぐ、次の100年に向けて飛翔することを目指します。

コンセプト

別府という「作品（アート）」を、次の100年に向けさらに美しい姿へと成長させるため、先人から受け継いだ寛容性を源泉に市民総参加で取り組み、国内外に発信する。

別紙2

対象となる経費

| | |
|---------|--|
| 報償費 | 外部講師・専門家等への謝礼、調査・研究等にかかる報償 等 |
| 旅費 | 外部講師等の移動にかかる交通費・宿泊費、日当 等 |
| 需用費 | 印刷製本費、消耗品費 等 |
| 役務費 | 郵便料・電信料・運搬料等の通信運搬費、広告料、デザイン料、Webサイト制作費、録画・録音・撮影に係る費用、保険料 等 |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、車両・機材・器具等賃借料 等 |

対象とならない経費

| |
|--|
| <p>賞金・賞品代、航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン車料金等)、申請者の構成員に対する人件費・報酬・謝礼等、事務所の家賃・水道光熱費・電話代・備品購入費等 団体の経常的な活動に要する費用、本事業以外にも使用する消耗品の費用、申請者の財産になり得る備品の購入経費、本事業以外にも使用するWebページ作成・運営費、交際費、接待費、飲食に係る経費、記念品代、花束代、タクシー代、ガソリン代、印紙代、振込手数料 領収書のコピー等によって支出の事実を確認できないもの、補助金交付決定前に支出されたもの その他、対象経費として適当でないと別府市制100周年記念事業実行委員会が判断したもの</p> |
|--|